

第 20 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 1 時 30 分

会 場 山都公民館 多目的ホール

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
17 番 庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

16 番 渡部 信夫

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 40 号 会務報告について

報告第 41 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 42 号 専決処分の承認を求めることについて

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 109 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 111 号 現況確認証明申請について

議案第 112 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 113 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 114 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

議案第 115 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）
について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

技 査 若 菜 広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しいところ、また今日は猛暑ということで大変暑い中、第20回農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にご苦労様でございます。今年の梅雨は空梅雨ということで今日報道があって、関東、甲信それから東北南部の梅雨が明けたと発表がされております。明日から1週間

の予報を見ますと毎日35度以上ということで夏本番を迎えます。皆さん農作業と日々の生活には十分熱中症に留意されまして、それぞれ農作業、日々の生活にあたっただきたいと思います。今年の米の精算ということで、昨日農林省から発表がありまして、当初4月は約6%主食用の米が作付けされて40万トン米が多くなります。ですけども、昨日農林大臣が発表した数字によりますと、都道府県別では目標を達成している。ですけども、全体では56万トンということで、膨大な米が今年は主食用として生産されるということになります。備蓄米が流通して値段は20,000円ということでありまして、それに付随してブレンド米も3,600円程度、それからやはり銘柄米ということで、その品種等については、4,200円ということで、今推移しています。今日新聞で見たんですが、ふろさと納税は2.2倍、2.8倍ということで、米の注文がものすごく殺到しております。また、千葉県とか埼玉県の米を見ますとインターネットでも注文が今現在入って、新米も供給体制を取るということで、値段もどの様になって来るかわからないですが、米が余って行くということになりますと、やはり価格の減少という心配もあります。今のJA福島五連会長であります原組合長は、25,000円で概算金ということで、春先に話しをしておりました。ですけどもその様な価格で推移するのかどうか、これはまだ本当にわかりません。推測が出来ない、ですけども農家にとってはやはり、コスト価格は持続な農業を展開するにあたり、やはり今まで以上に価格推移をしていけば、農家も去年に続きほっとして行くと思います。やはり、農業担当として声を上げて要請、要望をして行くということに県農業会議をはじめ、そのようなことで展開していますので、なお皆さんも注視していただきたいと思います。これから心配されますのが、高温によりまして、いもち病、それからカメムシも大分発生が多いということで、徹底した肥培管理で全量会津ブランド米ということで生産にご努力願いたいと思います。来月になりますと農地パトロールの日程が組まれております。また、地域計画に関わる地区の会議、または座談会ということでそれぞれ計画されておりますが、暑いところ大変であります、現場で色々と声を

聴いて、それを農業委員会の方に反映していただくということで、よろしくをお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案7件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、16番 渡部信夫委員であります。

なお、この総会の中ではありますけども別の会議があるということで、5番高野進委員が2時40分ころ退席という申出があります。同じく、17番庄司英喜委員が2時50分ということで、退席をすると申出がありましたので、なお皆さんにご報告申し上げたいと思います。

定足数に達しておりますので、これより第20回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、1番 鈴木隆委員、2番 大津康男委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第40号 会務報告について」、「報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第42号 専決処分の承認を求めることについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第40号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔25件を朗読、説明。〕

報告第42号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第42号 専決処分の承認を求めることについてのNo.1については、9番 木村富士男委員、No.2については、6番 菅井大輔委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔報告第42号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農業経営基盤の強化の促進に関する計画変更に関わる意見聴取の専決処分についての案件No.1について、補足説明いたします。去る6月27日金曜日、午前9時15分ごろから申請者の〇〇〇さん、豊川の推進

委員の鈴木幸男さん、事務局から小林次長と私の4人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。本案件は、令和6年6月に農業機械の格納庫を建ててしまった、顛末書付きの案件であります。地域計画除外申出と農地法施行規則第29条第1項第1号の届出が提出されております。現地は、自宅のすぐ東側で、北側にのみ草刈り管理を年に何回かしているような農地がありましたが、特に問題ないと判断いたしました。また、〇〇〇さんの息子さんが勤めを辞めて、専業農家として面積を増やして行くとのことでしたので、適正に管理がなされるものと判断いたしました以上です。

○菅井大輔委員

〔報告第42号のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番菅井です。同じく、案件No.2について、ご報告いたします。去る6月25日午前10時10分より、申請者の息子さんである〇〇〇さん、工事施工担当者1名、木戸農業委員、事務局より庄司主事、渡部技査出席のもと現地確認並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、急斜面の農地で農振農用地からは離れております。農機具格納倉庫としてパイプハウスで建築し、土間は砂を敷いて踏み固めるとのことです。申請地の北側は道路、東側と南側は申請人の農地、西側は私道であります。以上のことから地域計画からの除外については問題がないものと判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第40号から報告第42号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。18条解約の12ページですが、No.21の土地の引き渡しは11月30日となっていますが、解約の成立日が6月なのに11月に引き渡しということは、どういうことでしょうか。

○事務局

こちらにつきましては、今年度は既に作付けをしているということで、その刈取りが終わってから返還するというところでございます。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

そのほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第40号から報告第42号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第40号から報告第42号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、13番 小林千代松委員、No.2については、7番 齋藤澄子委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第3条所有権移転案件No.1について、ご報告いたします。去る6月30日午後6時ごろより、譲受人〇〇〇さんと現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。譲渡人の〇〇〇さんは、村親類でありまして、高齢であるということで、欠席でありました。その土地については、〇〇〇さんの自宅の北側に隣接しておりまして、草刈り等で管理をされておりました。その北側にすぐ縦貫道路が出来たために、わずかな残地となってしまいました。地目は田であります。用水等も出来ず現在は休耕中であります。しかし、いつでも農地として活用出来るよう保全管理をして行くということでした。特に周辺に影響はなく適切に管理されることと判断をいたしました。以上です。

○齋藤澄子委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番齋藤です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、ご報告させていただきます。6月24日の午前9時30分すぎごろから、譲受人の〇〇〇氏のお宅にて聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんは勤めで不在でしたが、お父さんの方とお話しをさせていただきました。こちらの土地の方は〇〇〇氏の自宅の玄関の前に隣接する農地で、もともと〇〇〇家の方から譲り受けるということだったのですが、近隣に畑がございまして、そちらの方を借り受けて耕作して来たということがありまして、移転出来ずに今回まで来たんですが、5、6年前ごろからそろそろ作付けをやめ、荒地になっているところを〇〇〇さんの方で〇〇〇さんの方と話し合い、借受ながら管理耕作をして来ましたが、今回譲渡という形で契約を結ぶこととなりま

した。もともと〇〇〇さんとしては、〇〇〇さんの自宅の玄関の前で〇〇〇さんの自宅の裏になります。土地の方は、自家用野菜を作りながら管理して行きたいということなので、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第109号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第109号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1について、13番 小林千代松委員より現地調査の結果、並
びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第5条権利設定の案件No.1 について、ご報告いたします。去る7月10日午前9時15分ころより、被設定人の有限会社〇〇〇の〇〇〇さん、設定人の〇〇〇さん、芥川知巳推進委員、事務局から小林次長、私小林が立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。砂利採取して良好な農地にしたいということで、1年間権利設定を行うものです。また。この土地は南側、西側は道路に面しており、北側には水田、東側には排水路がありました。土砂流出の防止策として、土留め工事をするということでした。また、隣接する農地には影響を及ぼすことはない判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第110号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第110号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第111号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、12番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小沢勝則委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番小沢です。現況確認証明案件No.1について、報告いたします。去る7月8日午前10時30分ごろ、現地にて申請人の〇〇〇さんの息子さんの立ち会いのもと、支所の佐藤主事とドローンによる撮影で事務局から成澤主事、田中推進委員と私で現地確認を行いました。申請地は、山間部のため耕作する人もいなく、高齢もあり息子さんはいるのですが、市外在住のため労働力不足により耕作出来なく非農地化したものです。周辺の農地に支障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第111号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第111号について、原案のとおり可決すること、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号については、申請書のとおり許可することに決定

いたしました。

○議長

続きまして、「議案第 112 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔編入 10 件、区分変更 3 件、農振除外 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第112号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

14番横山です。用途区分変更漏れとありますが、総合見直しの時の錯誤というのはいつごろなのか、編入もれと用途区分変更もれとなっていますが、13件ありますがなぜその様になったのか、もう少し詳しく丁寧に教えてください。

○議長

はい、事務局

○事務局

只今のご質問でございますが、まず編入につきましては総合見直し時とございます。総合見直しが行われたのは令和元年でございます。10年ごとに総合見直しを行うことになってございます。その際に誤って錯誤されたということで、具体的に申し上げますとこれまでの農業振興地域整備計画につきましては、紙の図面ですべて管理、チェックされていたということでございます。令和元年時に航空写真等を用いてシステム化が行われた時期でございます。その時に当然紙時代のデータと航空写真を用いた詳細なデータを突合させた場合に相当なエラーが出て来たというのが主な原因の1つかと思います。その際に何千、何百筆も不突合があったという中で、

すべてが全部きれいに拾いきれなかったということで、錯誤が何筆が出てしまったということが、主な原因ということでございます。No.11、No.12、No.13も同じ様な理由ということで、こちらもその当時の紙ベースとデジタルデータを突合させた時に、当時農業用施設として区分していたものが、いつの間にか農地として利用されていたという状況もございまして、いつごろこのような形になったかというのは定かではございませんが、結果的にはそういった逆の利用がされていたということが、今回発見されたということで錯誤として今回修正を行いたいという内容でございます。最後のNo.14につきましては、これまで同様の除外をして転用をしたいという申出でございます。以上でございます。

○議長

横山委員よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

説明ありがとうございました。もう1つはこの見直しをやるようになったという何か理由は、この見直しをする主体はどちらになるんでしょうか。市なんですか。

○議長

はい、事務局

○事務局

農振計画につきましては、あくまでも市が計画を策定している。その中で、喜多方市であれば現在の農業振興課となつてございます。

○議長

横山委員よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

分かりました。以上で結構です。

○議長

ほかにございませんか。

○議長

はい、木戸委員

○木戸賢治委員

18番木戸です。案件No.13について、伺いたいんですが村東21番の地目が宅地になっているんですが、それを農業用施設というのはどういうことなんでしょうか。

○議長

はい、事務局

○事務局

21番の宅地というのが、農業用施設として農振計画上の区分をしていた、地目も宅地になっていた。反対に22番の方は地目は畑なんですけど、実際は農業用施設が建っている。道路を挟んで隣接しており、用途と地目が反対になっている状況だったということでございまして、それを見直しして正常な区分に直すという内容でございます。

今回、農用地から農業用施設用地にするのは、21番の方でございまして、21番が農用地から農業用施設用地に変更する。22番が農業用施設用地から農用地にするということでございますので、改めて説明させていただきます。こちらは、21番と22番で変更後の用途についての記載を逆にしなければならなかったものでございます。大変申し訳ございません。

○齋藤澄子委員

すいません、もう一度説明してください。

○事務局

村東21番が現在、地目は宅地になっております。22番が現在、地目が畑になってございます。用途もそれぞれ21番については、農業用施設が建ってございまして、22番は農用地でございます。今回、資料の訂正をいたしますのは、21番については、現在、農振の指定については農用地になっているということでございまして、それを農業用施設用地、21番については、現在、農用地になっているので、農業用施設用地にしたい。22番については、現在、農業用施設用地になっているので、農用地にしたいとするものでございまして。資料の説明が逆になっていますので、訂正の上ご理解いただきたい。

○議長

用途の変更ということで、大変申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

○議長

はい、山口委員

○山口久人委員

村東21番の宅地の地目は変わらないのでしょうか。

○事務局

はい、地目は変わりません。

○山口久人委員

地目は変わらず、農業用施設用地に用途になるということで、この21番に関してはそうすると矢印の農用地は関係ないのでしょうか。

○事務局

はい、そうです。まさにその通りで、21番の変更後の用途と書いてある部分については、22番の内容が記載されておりまして。21番については農用地から農業用施設用地に用途を変更する。22番については、現在、農業用施設用地というような計画上の位置付けでございますが、それを農用地にしたいというものでございます。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第112号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答を

することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第113号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）68件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第113号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

14番横山です。基本的なことを伺います。なぜこの時期になって出て来たのか、この中で〇〇〇の〇〇〇さんに関係する件で、法人化したということだったので、申請が4月で認可が7月だろうということを考えると、今て出て来ているのはわかるんですが、これ以外の申請はこの時期になるというのはなぜなのか。田んぼであれば既に植え付けをしているはずなので、契約をしていたんだろうと想像するわけですが、なぜこの時期に出て来たのか、〇〇〇以外について、この時期になぜ出て来たのか、単純な素朴な疑問なんです。

○議長

はい、事務局

○事務局

主な理由としては、借受人、貸付人それぞれ手続きが遅れてしまっていたという状況でございます。本来であれば、もっと早くやらなければならなかったものが、現在になってしまったのが多くある状況でございます。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

当事者は契約について、そんなに真剣に考えていなくて、だらだらやっていたという理解でよろしいでしょうか。

○議長

はい、事務局

○事務局

借受人、貸付人それぞれ契約は急いでやらなければならないということで、認識していただいているものと思っておりますが、所定の様式にハンコが揃わないなどの理由により、遅れたものでございます。なお、4月からは農業委員会において中間管理機構の最初の申請を受付ておりますので、申請の遅れについては、その申請の際に必要性を十分にお話しをした上で、今後は期間が切れる前に申請をいただくように指導しているところでございます。

○横山敏光委員

もう1つ、これは前にも何度か質問していますが、使用貸借で0円という案件が今回も出て来ました。案件No.7は、そばで0円であるんですが、それ以外に案件No.9では、そばで8,000円という賃貸料になっているわけですが、この案件No.7の使用貸借も期間が11年で、確か先月の話しですと初年度は時間がないので0円だという説明だった気がしますが、次年度からは賃貸となりお金が発生するという説明だったと記憶しています。お互い合意の上であり不明確な契約内容ではないと説明を受けたように記憶しているんですが、今回もそのような形で0円になっている部分は。現況は耕作はされているんでしょうか。同じ様に案件No.9だと同じそばでこれから作付け、秋そばをやるだろうなという想像がつくんですが、その辺が今ひとつ契約の内容が不明瞭というふうに言わざるを得ない。使用貸借について3回目の質問ですが、なかなか実態を見えないので、使用貸借の契約内容が怪しげな内容だなというのが見えて来るんですけども、その辺

は事務局ではどのような形で受け付けをしているのか。この0円についてその後どうなるかに対して、伺いながら詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○事務局

横山委員が今ほどご質問された件についてですが、例として先月の話しを出されたと思いますが、先月の件と今回の件は状況が違いまして、今回の案件No.7につきましては、今後も貸借が0円で、維持管理していただけるだけありがたいということで、0円での契約ということでございます。また、案件No.10の〇〇〇さんとの契約についても、農地が小さいなどの理由で、耕作して管理していただけるだけでもありがたいということでの0円ということでの契約でございます。

○議長

横山委員、よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

使用貸借という表現でくくるのではなくて、もう少し実態に合った様な表現の仕方というのがあるんじゃないかという気がするんですが、同じ使用貸借でも2年目からはちゃんと賃貸借という形になりますよ、という中身であるならば、その様な表現というのがあるだろうと思いますし、今回のように農地が小さいとか、というような条件で作ってもらうだけありがたいというならば、そのような表現の作りを考えてもよろしいんじゃないかなという、私の要望というか表現について考えていただけたら、今後の審議の仕方も楽になるかと思うんですが、要望としてお話ししておきます。

○議長

はい、事務局

○事務局

権利の種類につきましては、0円のものについて使用貸借、お金が発生している分については賃借権という形で表記してございます。今の使用貸借の0円についての記載内容について、わかり易いような注釈など、どの

ようにして付けられるか検討した上で、使用貸借0円の部分について、何らかの記載を出来るようにして参りたいと思います。

○議長

横山委員、よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

ぜひお願いします。

○議長

ほかにございませんか。

○議長

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。伺いたいのがページ27ページの○○○さんについてですが、下から5番目の内容（作物名）で農業用施設とありますが、どういった農業用施設を作るのか、あるいはビニールハウス等を建てるのかどうか、その辺りを伺います。

○議長

はい、事務局

○事務局

こちらについては、田んぼで育苗のハウスを建てるということで、農地転用が不要なもので、農業用施設用地というような形で田んぼを借りるということでの内容でございます。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

今の件はわかりました。もう1点なんですが、ページ数で33ページの案件No.12なんですが、田で作物はそばを作るということで、賃借料が1,000円になっていますが、そばを作るから1,000円ということなんでしょうか。伺います。

○議長

はい、事務局

○事務局

こちらについては、借受者と農地の所有者のお互いの合意のもと金額を設定したものでございます。状況からしますとそばの作付けしか出来ない場所ということで、賃借料は設定されたものでございます。なお、地元委員さんから追加で何かあれば、お願いします。

○議長

はい、木戸委員。

○木戸賢治委員

18番木戸です。小林委員のご質問の件ですけれども、5、6年前に〇〇〇さんにその農地を貸したのは私でして、その時にこのそばを作るところは砂地で、水持ちが非常に悪く、そういったことで当時無償でもいいので借り受けていただきたいというような旨で契約した経緯があります。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第113号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地

中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第114号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第114号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第114号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

ここで、休議いたします。そのままお待ちください。

（農業振興課入室、着席）

○議長

それでは、再開いたします。

○議長

「議案第 115 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」を議題といたします。

先に事務局より議案の朗読をさせます。

内容につきましては、提案者である喜多方市農業振興課より説明を求めます。

○事務局

〔議案の朗読。〕

○農業振興課

〔基本的な構想（案）について説明。〕

○議長

それでは、議案第115号についてご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、山口委員。

○山口久人委員

8番山口です。主な変更内容の区分、農業を主業とする農業者の1人当たり、1経営体当たりの所得が上っていますが、これではあまりアバウト過ぎて、どれぐらいやればこれ位の所得が上るか具体的なものが何もない。米だけであれば10haやって、今現状の米の値段で計算すればこの位だという根拠がない。前回よりも1人当たりで10万円上っているが、その根拠がない。

農家の場合は、一人一人同じではない、単に農業を主業とする農業者の所得の出し方があまりにもアバウトなので、米作とかキュウリなど具体的に売り上げをいくら上げれば、この位の所得になるというのがなければ、これでは絵に描いた餅で何もならないし、意味がわからない。もう少し具体的に一般の農業者が何をどの位やるとこの位になるという、わかり易い説明がでないとこれをもらっても誰も読まないし、意味がわからないし、私の思ったことを意見として申し上げました。以上です。

○議長

はい、農業振興課。

○農業振興課

言葉足らずで申し訳ありませんでした。この内容につきましては、お配りした新旧対照表の8ページからご覧いただきたいと思います。8ページの下段の方からになりますが、第2ということで、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標というものが記載されております。こちらの方に先ほど示した数値を達成するために、どういう類型でどういう作物をやればいいのかということが示してございまして、例えば9ページに記載されております水稻であれば、経営規模のところで作付面積、水稻13ha、その外作業受託2ha、合計経営面積15haというような1つ目の類型であったり、その外例えばその下でございまして、水稻10.5haプラスそば4.5ha、その外作業受託ということで、合計16haを実施する営農類型、さらには水稻と小麦、作業受託で合計16ha、最後は水稻、大豆、作業受託で16haというような水稻の場合の営農類型が記載されてございます。ページをめくっていただきまして、10ページの方になりますが、水稻と野菜の場合の営農類型でございまして、例えば1つ目の営農類型ですと、水稻とアスパラガスを作付けして、経営面積2haで実施する場合、さらには水稻とキュウリを2haで実施する場合、さらにはその下として、水稻と夏秋トマトを実施する場合、さらには水稻とミニトマトを実施する場合、その次のページでございまして、水稻と肉用牛を実施する場合というような形で個別経営体の場合は、このような営農類型を実施すると先ほどの目標面積になるというような営農類型を示してございます。さらに11ページ目の中段以降につきましては、組織経営体として実施する場合の営農類型としまして、同じ様に水稻を実施した場合、水稻とそばを実施した場合、水稻と大豆を実施した場合というように記載させていただいてございます。さらには、12ページの中段以降になりますが、こちらがいわゆる新規就農者の場合の営農類型ということで、アスパラを実施した場合、

さらにはキュウリを実施した場合、ミニトマトを実施した場合、トルコギキョウを実施した場合というような、経営類型を記載させていただいておりまして、こちらが1つのいわゆるモデルとなるような営農類型でございまして、こちらの面積を実施して目標を達成するというような例を示させていただいているところでございます。以上です。

○議長

はい、山口委員、今ほど答弁がありました、8ページから12ページの営農類型をその規模に合わせて、農業に従事していただくということで、なお参考にさせていただくということで、お願いしたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

○議長

はい、木戸委員。

○木戸賢治委員

18番木戸です。この件に関しては、大変重要だと思いますけども認定農業者の更新とか申請にあたっては当然この問題は出て来ます。今ほど山口委員が言ったことは、非常に私も同感ですけども、面積だけ言われても、例えば一昨年の例だと今年の米価とまったく違うわけです。これを目標で270万円の所得と言われただけでは、まったく中身がない。例えばキュウリだとモデルとして1箱いくらかで計算してますとか、トマトだったらいくらかですとか、そういった基本となるものが出ていなくて、ただ漠然と面積が出ている。それに対してトラクター何馬力ですと言われても私も直接農家の方と話しをして、認定農業者になりませんかと言われてもこれだけではわからない。だからもっとわかり易く記載していただきたいと思います。

○議長

はい、農業振興課。

○農業振興課

ご指摘ありがとうございます。これだけでは恐らく分かりづらいと思い

まして、基本構想の記載はその計算式等は記載はされておりましたが、手元の方では例えば、この先ほどの面積を出すにあたって、米価がいくらでキュウリの単価がいくらでという、あくまでも目安となる単価等は準備はしております。しかしながら、農家さんによっていわゆる売り先が異なると単価等も違ってくるため、一概に単価はなかなか示しづらいところはございますが、認定農業者の面談におきましては、こちらの数値を示させていただきながら、例えば1つの目安としてこの様な単価でありまして、各農家さんの販売先、販売単価によってその単価を変えて、目標を目指して行くというような手法で面談を実施しているところでございます。

○議長

木戸委員、よろしいでしょうか。

○木戸賢治委員

分かりました。

○議長

はい、木村委員。

○木村富士男委員

9番木村です。スマート農業の推進とありましたが、これを利用するにはどういった方が対象で、どのぐらいの補助になるのかといった情報は、どこに確認すればよろしいでしょうか。

○議長

はい、農業振興課。

○農業振興課

現在、農業振興課におきましては、スマート農業の推進にあたって、利用出来る補助事業を準備しております。県の方においても使えるものがございしますが、一定の要件等がありまして、すべての方が使えるというわけではございませんが、農業振興課の方で言えば喜多方市の農を支える担い手育成支援事業等の事業により、最大1／3の補助事業というようなものを準備しておりまして、過去にもこれらを活用してドローンを導入した方等々がございます。今年度の事業はもう既に募集を締め切りまして、活用

終了となっておりますが、来年度以降にもこちらの方の募集をかけて行きたいと考えておりますので、ぜひご活用いただければと考えております。

○議長

木村委員、よろしいでしょうか。

○木村富士男委員

年間の労働時間を減らすとか、収入を上げるということは今までよりも緩いというか、色んな方に補助を出して行こうという考えでしょうか。

○議長

はい、農業振興課。

○農業振興課

こちらは、要件が緩くなったというよりは、むしろ要件がきつくなったというように考えていただいていいのかと思います。認定農業者の目安として今まで270万円であったものが、280万円になるということです。10万円ほど要件は厳しくなったというような形にはなってございます。ちなみに福島県内の13市におけるこの認定農業者となる目標となる所得でございますが、13市の平均は約414万円となっております。喜多方市は13市の中で一番要件としては、緩い要件とはなってございます。一番高い所の所得金額としましては520万円という所得を設けているのが、福島市でございまして、喜多方市の要件は13市中、13番目の要件となっております。県からはこの所得目標が喜多方市は低すぎるのではないかとご指摘は受けているところでございます。しかしながら、この所得の算出方法につきましては、県と同じ様に他産業従事者と同じくするように設定しているという県と同じ算出方法に基づいてやっているものでございまして、本市においてはあくまでもこの所得要件で行きたいというように考えているところでございます。

○議長

木村委員、よろしいでしょうか。

○木村富士男委員

ありがとうございました。よく聞く話しですと喜多方市の財政がかなり

逼迫していて、いろんな所の予算が削られているという話なので、例えばこういうところの補助事業的なものは今年は終わったと言われていましたが、来年もあるのか心配だったので確認したい。

○議長

はい、農業振興課。

○農業振興課

財政的なものはございますが、本市における農家の所得支援のためには、農業用機械の支援は必ず必要なものだと思っております、農業振興課としてはこちらの補助事業につきましては、全力で取得に向けて予算化して行きたいと考えているところでございます。

○議長

木村委員、よろしいでしょうか。

○木村富士男委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

14番横山です。変更後で、14ページの中で市が主体的に行う取組みとしまして、市は、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けて、農業振興協議会に就農相談・支援に関するワンストップ窓口を設置し、云々となっているんですが、農業振興協議会にワンストップで支援出来る職員さんはどのような方がいらっしゃるかの期待半分で疑問があるんですが、あと先ほど木村委員も質問しましたけども。市の支援の補助金ですけどもポイント制で、法人化、大規模化しないとポイントが取れないような仕組みになっています。なので、当然この支援を受けられるのは、ごくごく限られた中身というような気がします。私は毎年1点しかないので、支援をいただきたいと思ってもまったく対象外になっている状態なので、どうな

のかとしか言えない。

○議長

はい、農業振興課。

○農業振興課

1点目の農業振興協議会の職員でございますが、本市には農業振興協議会を担う正規職員が5名、それから会計年度任用職員が6名おりまして、合計11名体制で実施しております。正規職員の方につきましては、人事異動等もございまして、ご満足いただける対応が出来ているか不安でございまして、全力で取組んで参りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、補助事業についてでございますが、先ほども申し上げましたように本市としては、この機械等への支援は農業経営を支援する上で必要不可欠なものであるというふうに捉えております。そのため、この予算については可能な限り削減することなく、予算に要望として上げて行きたいと思ひておりますと共に県の補助につきましても、本年度要望を上げておりまして、こちらは予算の拡充と事業枠の拡充を要望しようというような動きで、要望書の準備に向けて進んでいるところでございますので、可能な限り支援はしたいと考えておりますが、しかしながら全農家を支援することは予算的にもなかなか厳しいということと、それから農家さんへの過剰投資を避けるという意味あいからも一定程度の規模は必要であるというふうに捉えており、その一定程度の規模を満たした方への支援というのが現時点で当方で出来る支援なのかなというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長

横山委員、よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

ここで質疑を終了し、農業振興課の職員の方は退席といたします。

○議長

それではここで、議案第115号について審議します。

お諮りいたします。議案第115号について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

○横山敏光委員

異議がないのではなく、意見の求められているので、異議がないのではなく、要望は出しておくべきだと思います。

○議長

4名の方からの質疑、また要望等がありましたので、これを添付し市の方に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号については、喜多方市に対し今ほど出された要望等を付して提出することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第20回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 3 6